

## 策定委員会条例等

### 佐伯市地域福祉計画策定委員会条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 7 号

改正 令和 3 年 7 月 1 日条例第 30 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定等に関し、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、佐伯市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、地域福祉計画に関し必要な事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の代表者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) 市民の代表者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、前項各号に掲げる者のうち、その職により委嘱され、又は任命された委員がその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉保健企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、当該委嘱又は任命の日から平成21年3月31日までとする。

附 則（令和3年7月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 佐伯市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、佐伯市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画を策定することを目的として、佐伯市社会福祉協議会（以下「社協」という。）地域福祉活動策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 社協会長は、期間を同じくして佐伯市（以下「市」という。）が社会福祉法第107条に規定する「佐伯市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するときは、市の福祉計画と社協の地域福祉活動計画を共同して策定するよう努めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じて、地域福祉活動計画に関し必要な事項について審議し、その結果を会長に答申するものとする。

### (委員の構成)

第3条 委員会は、委員25人以内で構成する。

2 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

3 委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者の中から社協会長が委嘱する。ただし、第1条第2項に掲げる計画を共同で策定するため、市福祉計画策定委員会を設置した場合は、市福祉計画策定委員会委員に委嘱することができるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。ただし、第3条第3項の規定により委員を市の福祉計画策定委員をもって委員会委員としたときは、市福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもって充てるものとする。

2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員会の議事に関係のある委員以外の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、補充できる。なお、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第7条 委員会に出席した委員には、実費弁償費として1回につき3,000円を支払う。ただし、第3条第3項の規定により委嘱した場合の報酬等については、市との協議により決定する。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要に応じて広く市民から意見を聞くための会を開催することができる。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席したものは、委員会で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、社協内に置く。ただし、第3条第3項の規定により委嘱した場合は、市福祉保健企画課と連携して運営するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

# 答申書

---

令和6年2月15日

佐伯市長 田中 利明 様

佐伯市地域福祉計画策定委員会  
委員長 濱野 芳弘

第3期佐伯市地域福祉計画の変更(進捗評価)及び第4期佐伯市地域福祉計画の策定について(答申)

令和5年8月24日付け佐福企第50号で諮問のあった上記のことについて、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 第3期佐伯市地域福祉計画の変更(進捗評価)について

各事業とも順調に推移しており、変更の必要性は無いと考える。

### 2 第4期佐伯市地域福祉計画の策定について

別添のとおり

福祉保健部福祉保健企画課企画管理係  
担当 谷・小川  
電話 22-4684(直通)

令和 6 年 2 月 15 日

佐伯市社会福祉協議会  
会長 河原 修仁 様

佐伯市地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 濱野 芳弘

第 3 期佐伯市地域福祉活動計画の変更(進捗評価)及び第 4 期佐伯市地域福祉活動計画の策定について(答申)

令和 5 年 8 月 24 日付け佐社協発第 90 号で諮問のあった上記のことについて、下記のとおり答申します。

記

1 第 3 期佐伯市地域福祉活動計画の変更(進捗評価)について

各事業とも順調に推移しており、変更の必要性は無いと考える。

2 第 4 期佐伯市地域福祉活動計画の策定について

別添のとおり

佐伯市社会福祉協議会  
地域福祉課  
担 当 西村・小野・山崎  
電 話 22-2150(直通)

## 用語解説

### あ行

用語	意味	掲載ページ
アウトリーチ	「外に手を伸ばす」という意味から派生して、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、積極的に働きかけて情報・支援を届けることを指す。	13,15,33,50
SNS	SNS(エスエヌエス)とは、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。興味・関心が似た利用者同士が国外も含めて交流・情報発信することで、経済・社会に対する影響力が、従来のテレビなどのマスメディアの力を揺るがすほど大きくなっている。	22,44

### か行

用語	意味	掲載ページ
業務継続計画(BCP)	大規模災害などが発生しても、通常業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ定めておく計画のこと。BCP(ビー・シー・ピー)は、ビジネス・コンティニュイティ・プランの略。	26
緊急情報キット	災害時や救急時に救急隊員や地域住民等に知らせるため、かかりつけ医や服薬などの情報を書いて梱包し、冷蔵庫に保管するもの。	25,45,46
くらしサポートセンター	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の佐伯市での呼称。生活困窮者の相談に応じ、相談者と課題を共有し、就労や住まい、家計の再生などの支援を組み合わせ、相談者に寄り添いながら生活の安定と自立に向けた支援を行う。	12,31
子育て世代包括支援センター	保健師等の専門職員が様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する機関。各市町村で設置することが法定されている。	12,30

### さ行

用語	意味	掲載ページ
サロン	高齢者や障がい者、乳幼児やその保護者などが身近な集会所等に日時を決めて集まり、交流する場。全国社会福祉協議会が平成6年から取り組んだ、高齢者がいきいきと暮らすための地域の活動の場「ふれあい・いきいきサロン事業」を発端に、全国的に様々な形態で普及している。	16,18,19,42,43,46,47
市民後見人	市町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た住民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。	50,56
自治体DX(ディーエックス)	DXは、デジタル・トランスフォーメーションの略。「トランス」は「質的な変革により越える」といった意味で、自治体DXは、デジタル化により自治体が組織やサービスの質的転換を伴う改革を実現する、といったことを目指す施策である。	22
成年後見支援センター	成年後見制度などの権利擁護支援を受けやすくするための拠点機関。国が自治体ごとの設置を働きかけている。	50,54,55

成年後見制度	判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。	1,6,35,53,54,55,56
生活困窮者	生活困窮者自立支援法の定義では、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。生活保護に至らないための支援が必要とされている。	12,15,19,31,32,33,36,43,49,50
相談支援	生活課題を抱える人の相談を受け、必要な情報提供・助言、福祉サービス利用の支援などを行うこと。すべての保健福祉分野を対象とする言葉であるが、障がい福祉の分野で相談支援事業所、相談支援専門員が固有の制度として普及している。	1,5,10,12,13,14,15,27,28,29,30,31,35,36,47,48,49,50
相談支援センター・相談支援事業所	相談支援事業所は、障がい者への相談支援を専門的に行うために法定されている事業所。相談支援センターは、佐伯市が独自に設置している障がい者への相談支援のセンター機関。	12,28,29,30,36,48,50

た行

用語	意味	掲載ページ
ダブルケア	「子育て」と「親や親族の介護」など2つ以上の介護等の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。	12
地域共生社会	地域・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていきこうという社会の考え方。平成30年の社会福祉法改正で、地域福祉の主要な考え方と位置づけられた。	1,2,3,5,22,23,33,34
地域自立支援協議会	障がい福祉に関する関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域の障がい者支援の基盤整備につなげていくことをめざす会議体。	29,32
地域生活課題	生活上の課題の中で、多くの住民が共有し直面していながら、個人だけではその解決が難しく、地域福祉施策の対象となるもの。厚生労働省は、「保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と定義している。	2,3,14,16,18,22,24,27,29,32,33,39,43,47,50,51
地域包括ケア	要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防などのサービス・支援を進めるという考え方。介護保険制度の中で、総合的な相談支援などを行う「地域包括支援センター」の設置など、その考え方に基づくサービス・支援が展開されている。	1,20
地域包括支援センター	介護保険制度の中で、各市町村が日常生活圏域ごとに設置することが法定されている総合的な相談支援などを行う機関。	12,28,29,36,48
地区社協	地区社会福祉協議会の通称。市社協のように法律に定められた団体ではなく、地域住民が地域で福祉活動を行うことことを目的として設立された、任意の団体。自治体によって、「社協支部」「地区福祉委員会」などの名称で呼んでいる例もある。	6,16,39,41,42,43,45,46,47,51,52



チェアー健康体操	椅子に座って行う体操。下肢が十分に運動動作をとれなくても、できる限りの運動を行うことが健康づくりには重要であるため、普及が進められている。	19
DV	DV(ディーヴィ)は、「ドメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など、親密な関係にある異性から振るわれる暴力のこと。	31

な行

用語	意味	掲載ページ
ノルディックウォーク	ウォーキングポールを使用して上肢も動かすことを意識したウォーキングのこと。ノルディックスキーのポール(ストック)が語源。	19

は行

用語	意味	掲載ページ
8050(ハチマルゴーマル)	80代の親が、独身で長年引きこもる50代の子の援助をすること。複合的な課題が生じている家庭の典型例として社会問題となっている。	12
伴走支援	簡単には解決できない生活課題を抱える人に対して、一定期間、気持ちを寄り添わせ、必要な支援を継続的に行う支援アプローチのこと。地域福祉分野での近年の大きなテーマである「社会的孤立」に対応するための「つながり続けること」に主眼がある支援である。	13,28,47
パンデミック	感染症の全国的・世界的な大流行のこと。	26
BBS会	BBS会(ビービーエスカイ)は、非行少年等に「兄」や「姉」のように接し、少年等の立ち直りや自立を支援する全国的な青年ボランティア団体。	36,37
フードバンクおおい	包装箱の破損などで販売できない食品などの寄贈を受け、必要としている人や団体に無償で提供する活動に取り組む団体。	49
プラットフォーム	「土台」といった意味が転じて、立場や所属が異なる多様な人々が同じ課題に立ち向かい、行動を進めるために組織化される協議や実践の場や組織体のことを指す。	13,17,40
ボランティアセンター	ボランティアに関する相談や情報提供、交流などの業務を行い、地域のボランティアの活性化を図る機関。全国社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会への設置を働きかけた歴史があり、佐伯市においても、佐伯市社会福祉協議会が設置している。	24,45,46
法人後見	社会福祉法人やNPO法人などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族や弁護士等の個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護、支援を行う事業のこと。	50,56

や行

用語	意味	掲載ページ
要保護児童	児童福祉法の定義では、保護者のない児童や、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。	30



## 第4期佐伯市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月／令和6年3月

■発行／佐伯市・佐伯市社会福祉協議会

■編集／佐伯市 福祉保健部 福祉保健企画課

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 ☎ (0972) 22-4684

社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会 地域福祉課

〒876-0823 大分県佐伯市7255番地13 ☎ (0972) 22-2150